



# 上吉町内会：細則

1. 会費の納入細則【規約第5条、第6条、第7条関係】
2. 役員を選出及び職務・任期細則【規約第10条関係】
3. その他
  - (1) 役員・諸手当細則
  - (2) 各種会議細則
  - (3) 弔慰金細則
  - (4) 病気見舞細則
  - (5) 町内会館管理細則
  - (6) 預金通帳保存期間細則

(地縁団体) 上越市頸城区上吉町内会

## 細 則

2019年(平成31年)2月24日制定

現町内会施行細則については、全部破棄して新たに分かりやすいシンプルな形で細則を制定する。

上吉町内会規約第40条に規定するところの、この規約に関して必要な事項については、各細則による。

### 1. 会 費 の 納 入 細 則

規約第6条に規定する会費の納入は、一世帯当たり下記に定める額とし、原則として毎月30日に口座引落とし(えちご上越農協八千浦南川支店)とする。

2 新入会員の会費納入は、入会の申し込みがあった日の翌月からとする。

3 会費は、次の額とする。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ① 一般会費:本会の活動及び運営費  | 月額 1,500円 |
| ② 特別会計:側溝清掃事業など積立金 | 月額 300円   |

(入退会金)

規約第7条及び8条により上吉町内会に転入し入会される場合、入会申込書及び入会金(一戸10,000円)を納入するものとする。又退会するときは、餞別金10,000円を贈呈する。

(アパート住民の取り扱い)

アパートに居住する住民(短期間の居住者を除く)については、その所有者(管理者)との間における「取り決め書」によるものとし、準会員とする。

(賛助会員)

規約第5条第2項に規定する賛助会員には、賛助会費として年額12,000円をお願いする。改訂については役員会で決めることが出来る。但し、入会を拒まれた場合には、情報提供(配布)等を行わない。

### 2. 役 員 の 選 任 及 び 任 期 細 則

上吉町内会規約第10条の役員を選任については、下記のように定める。

又、役員任期単位については、4月1日より翌年3月31日迄(1年)の年度区分とする。

1、会長、副会長、監事、理事は、総会において選任する。

2、班長は、各班単位で選出する。

3、環境衛生部委員は、各班単位に1名選出する。

尚、選出にあたっては奇数班と偶数班の隔年選出とする。

4、安全管理部委員は、各班単位に1名選出する。

尚、選出にあたっては、奇数班と偶数班の隔年選出とする。

5、スポーツ文化部委員は各班単位で原則として男性、女性各1名を選出する。

尚、選出にあたっては、1～7班と8～14班の班別において男性、女性の隔年選出とする。

6、健康づくりリーダーは、町内会長と町内会長の推薦する委員を含め3名とする。

### 3. (1) 役員・諸手当細則

役員手当・諸手当は次による。

1、	町内会長	300,000円
2、	副会長	100,000円
3、	理事	20,000円
4、	監事	10,000円
5、	班長	7,000円
6、	各専門部長	10,000円
7、	各専門副部長	5,000円
8、	各専門部員	2,000円
9、	健康づくりリーダー	2,000円
10、	消防団員	5,000円

### 3. (2) 各種会議細則

(班長連絡会)

役員会で審議、議決した事項について必要に応じ班長連絡会を開催し報告する。

(役員選考委員会)

役員選考委員会は、町内会の役員会で選任された5名以内の者で構成し、規約第9条第1号から第4号の

役員を選考することができる。ただし、現職の会長は、オブザーバーとして会に参加することができる。

2 前項の委員会は、次に定める各号により運営する。

- ① 委員長・副委員長各1名を、委員の互選により選任する
- ② 委員長は会を統括し会議を招集し会の議長となる
- ③ 役員候補者を選考したときは、総会に会務報告(提案)を行う。

ただし、選考提案に当たり、事前に候補者の内諾を得ておかなければならない。

(特別委員会)

会長は、必要と認めるときに役員会の同意を得て、特別委員会を置くことができる。

ただし、委員会の設置目的の業務を終えたときは、この委員会を解散する。

### 3. (3) 弔慰金細則

1、町内会会員が亡くなられた場合、町内会全体として弔意を表す為、30,000円の香典とする。

尚、葬儀には町内会を代表して町内会長が参列する。その際に私費の香典は不要とする。

2、香典の対象は上吉町内会に居住する(住民票がある人)全ての人を対象とする。

### 3. (4) 病 気 見 舞 細 則

- 1、町内会行事において事故などが発生し、通院及び検査入院等が生じた場合には、5,000円の見舞金とする。
- 2、また、手術を要する入院の場合には、10,000円の見舞金とする。
- 3、なお、前第1項及び第2項で判断できない場合には、三役の協議結果に一任する。

### 3.(5)町 内 会 館 管 理 細 則

- 1、町内会館の有効活用と、その保全を管理するため町内会館管理責任者を設け、その管理責任者には総務管理担当副会長があたる。
- 2、使用者は、管理責任者に申し出て鍵を受け取り使用する。  
使用後は、器物の格納、室内の清掃、火の元の後始末、戸締りを確認して鍵を管理責任者に返す。
- 3、管理責任者は、随時会館内を点検し後始末等の状態をみて、不具合があった場合、使用者に注意するとともに原状復帰させるものとする。
- 4、上吉町内会内の各団体(町内会、子供育成会、吉和会、消防団、農家組合)及び児童・生徒学校関係の使用については無料とし、規定以外の個人または団体は、下記により使用料を徴収する。

団体名及び時間枠	8時～13時	13時～18時	18時～22時
会員使用の時	無料	無料	無料
子供塾、公共機関	1,000円	1,000円	1,200円
会員外使用の時	1,500円	1,500円	2,000円
営業として使用の時	3,000円	3,000円	4,000円

尚、会員使用時でも葬儀会場として使用の時は、会員外使用料金と同じ額とする。

- 5、未成年者が使用のときは、保護者が第3条に基づいて使用すること。
- 6 会員への器物の貸出は、管理責任者が許可したものの範囲とする。
- 7、第5条及びその他の規定にかかわらず、管理責任者は貸館を断ることができる。
- 8、会館の鍵保管者は、会長、副会長、吉和会会長、子供育成会会長、塾の先生とする。
- 9、この細則の変更は、役員会の承認を要する。

### **3. (6) 町内会、会計監査済み預金通帳保存期間細則**

上吉町内会の町内会費、下水側溝積立金等の「口座振り込み額収入済み通帳」並びに「一般会計・下水側溝積立等の収支決算済み通帳」についての保存期間は5年とする。

5年を過ぎた通帳については、監事(2名)、町内会長、会計担当副会長立会の上、廃却処分を可とする。

1. 会費の納入細則【規約第5条、第6条、第7条関係】
2. 役員を選出及び職務・任期細則【規約第10条関係】
3. その他
  - (1) 役員・諸手当細則
  - (2) 各種会議細則
  - (3) 弔慰金細則
  - (4) 病氣見舞細則
  - (5) 町内会館管理細則
  - (6) 会計監査済み預金通帳保存期間細則

付則： 新しく制定した、上記細則は2019年(平成31年)2月24日より施行する。

上吉町内会では、会員全員が損害保険「東京海上日動 自治会活動保険」に加入しております。  
町内会の行事で不慮の事故に遭遇した場合、この保険を適用します。

1、保険の仕組み

自治会活動保険は、次の4つの補償を組み合わせた保険です。

① 賠償責任担保条項

次のA、Bの損害にたいして保険金がでます。

A、施設の欠陥や、自治会活動等に起因する対人・対物事故により、被保険者(自治会)法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

B、自治会活動等に参加中の対人・対物事故により、被保険者(住民)が、法律上の賠償責任を負担することに依って被る損害

② 傷害見舞費用担保条項

住民以外の方が自治会活動等に参加中に傷害を被った場合に、被保険者(自治会)が見舞金を支払うことよって被る損害に対して保険金がでます。

③ 傷害担保条項

被保険者(住民)が自治会活動等に参加している間に傷害を被った場合に保険金がでます。

④ 費用損害担保条項

自治会活動等が降水で中止または延期となったことにより、被保険者(自治会)が支出する費用にたいして保険金がでます。

2、補償内容

担保項目等	補償内容等	支払限度額等	条 件
賠償責任担保条項		1億円	対人・対物共通、1 事故
傷害担保条項	死亡・後遺障害	300 万円	事故発生の日から 180 日以内に死亡した場合
	入院保険金日額	2, 000円	事故発生した日から 180 日以内に入院した場合
	通院保険金日額	1, 000円	事故発生の日から 180 日以内に通院した場合で 90 日を限度に
傷害見舞担保条項			8 日以上入院した場合
費用損害担保条項		50 万円	
保険料	自治会活動保険	38, 550円	総払込保険料(1年間)

3、お支払い方法

1回の事故につき、1被害者あたりの金額を限度に実費をお支払いします。

▼死亡の場合:10万円

▼後遺障害が生じた場合:後遺傷害等級に応じて、10万円×4%～100%

▼入院した場合 31日以上:2万円

15日～30日:1万円

8日～14日:5千円

\* 8 日以上の入院と、後遺傷害または死亡が競合した場合は、その合計額が支払われます。

